

薬局掲示物一覧

(薬局内の掲示内容についてご確認ください)

調剤管理料に関して

患者さまやご家族から伺った服用歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

服薬管理指導料に関して

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

明細書発行に関して

当グループ薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療状の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。

調剤基本料に関して

当グループ薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関して

当グループ薬局は後発医薬品調剤体制加算3の施設基準（直近3か月の後発医薬品の数量割合90％以上）に適合する薬局です。

地域支援体制加算に関して

当グループ薬局は以下の基準に適合する薬局です。

－**麦わら薬局・みかん薬局・まりも薬局**（体制基準）

- ・1,200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中度85％以上の場合、後発医薬品の調剤割合が70％以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制
- ・平日8時間以上／日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45時間以上／週の開局
- ・開局時間外であっても自薬局または連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応できる体制
- ・患者等からの相談体制の整備
- ・地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者との連携体制とその周知
- ・在宅療養の支援に係る診療所・病院・訪問看護ステーションとの円滑な連携体制、ケアマネジャー・社会福祉士等の他の保健医療サービス・福祉サービスとの連携、在宅実績：24回以上／年、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出・体制整備・周知
- ・PMDAメディアナビに登録、「ブレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近1年以内に報告していること、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- ・かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- ・患者ごとの薬剤服用歴の記録、薬学的管理、必要事項の記入、必要な指導
- ・管理薬剤師が、保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験、週3日間以上勤務、当該保険薬局に継続して1年以上在籍
- ・定期的な研修の実施、学会への定期的な参加・発表
- ・患者のプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置で区切られたカウンターを有するなど）
- ・要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制（健康サポート薬局要件の48薬効群を取り扱うこと）
- ・健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に資する取組み
- ・緊急避妊薬の備蓄と調剤体制
- ・敷地内禁煙（保有害または併用部分）、たばこ及び喫煙器具の販売をしていないこと

連携強化加算に関する事項

当グループ薬局では災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を整備しています。

- ・医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保
- ・災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加
- ・自治体から医薬品の供給等について協力の要請があった場合、地域の関係機関と連携し、必要な対応を実施
- ・一般用検査キットの販売

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関して

当グループ薬局は在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するための施設基準に適合する薬局です。指導料に関しては以下の通りです。

在宅患者訪問薬剤管理指導

- ・同一建物居住者以外 650点／回
- ・同一建物居住者 320点／回（2～9人）
290点／回（10人以上）

1点＝10円 10点＝10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

在宅薬学総合体制加算について

当グループ薬局は以下の基準に適合する薬局です。

－**麦わら薬局・みかん薬局・まりも薬局**

（体制基準）

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行なっている。
- ・直近1年間における在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績が計24回以上である。
- ・緊急時等に、開局時間以外の時間でも在宅業務に対応できる体制の整備と周知。（在宅協力薬局との連携を含む）
- ・地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション、福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を、自局や同一グループで十分に行なっている。
- ・在宅業務の質の向上のため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき当該保険薬局で在宅業務に関わる保健薬剤師に対して在宅業務に関する研修を実施する。さらに、定期的に在宅業務に関する学術研修を受けさせている。
- ・医療材料、衛生材料を供給できる体制を有している。
- ・麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる。

さらに、**麦わら薬局**は下記の施設基準も満たしており、より高度な対応が可能です。

- ・医療用麻薬について、注射剤1品目以上を含む6品目以上を備蓄し、必要な薬剤交付、指導を行うことができる。
- ・無菌製剤処理を行うためのクリーンベンチを備えている。
- ・2名以上の保健薬剤師が勤務し、開局時間中は、常態として調剤応需の体制をとっている。
- ・直近1年間に、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数の合計が24回以上であること。
- ・医薬品医療機器等法第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

－**麦わら薬局・みかん薬局・まりも薬局**

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください。専任の薬剤師があなたのお薬を管理いたします。担当薬剤師を指名いただき、同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。かかりつけ薬剤師は保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

医療情報取得加算について

当薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

医療DX推進体制整備加算について

当グループ薬局は医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行います。オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に対応情報を見直し、活用しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの導入を予定しています。

在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている旨

在宅で療養中のため通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきますことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出ください。（医師の了解と指示が必要です）

各薬局電話番号及び24時間体制における連携薬局の電話番号

麦わら薬局：096-388-6211（時間外090-7388-2692）
みかん薬局：096-363-1216（時間外090-7388-2692）
まりも薬局：096-321-6906（時間外070-8466-7604）

上記3薬局は連携薬局として機能しております。

指定居宅事業者である旨

当グループ薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いはいは以下の通りです。

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

- ・同一建物居住者以外 518単位／回
- ・同一建物居住者 379単位／回（2～9人）
342単位／回（10人以上）

1単位＝10円 10単位＝10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

《指定居宅療養管理指導事業者 運営規定》

（事業の目的）

第1条 当グループ薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当グループ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という。）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に限り秘密を保持でき、利用者やその家族、連携する他職種等と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。

（職務の内容）

第4条 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せん等の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学管理指導を行う。また、医薬品が、要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方箋等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、

- 国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 2 通常月曜日から金曜日の午前8：30～午後5：30、
土曜日の午前8：30～午後12：00とする。
（各店舗により対応時間が異なりますのでご確認ください。）
- 3 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の実施地域は、熊本市の区域とする。

（指定居宅療養管理指導等の内容）

第7条 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第8条 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

3 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

- ・1回 300円

（緊急時等における対応方法）

第9条 居宅療養管理指導等実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 当グループ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当グループ薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は平成29年10月1日より施行する。

令和2年7月1日 一部改訂

令和3年12月1日 一部改訂

令和7年5月1日 一部改訂

保険外サービス等の費用請求に関する事項

※店舗により金額が異なる場合がございますので、詳しくはサービスを受けられる際にご確認ください。

【薬剤の容器代】

- 水剤容器 一律：50円
- 軟膏容器 一律：60円

【患者希望による一包装】

- 投与日数が7またはは端数をますごとに加算：100円
- 43分以上：650円
- 頓服：10回分ごとに100円

【患者希望による錠剤半割】

錠剤半割し分包：1包あたり1円

【長期収載品の選定療養】

長期収載品を患者さんの希望で選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担いただきます。薬の種類や量により金額は異なりますので、詳細な負担金額については都度ご確認ください。